

令和2年度地方公共団体による成果連動型民間委託契約方式(PFS)
に係る事業案件形成支援等業務結果報告書

令和3年5月

内閣府

目次

I	本書の目的	1
II	茨城県下妻市	2
1	P F S 事業の発案	2
(1)	対象とする行政課題の選定	2
(2)	事業目標の設定（P F S 事業の対象者層及びP F S 事業実施後の対象者層の改善目標について）	2
2	案件形成	3
(1)	成果指標値及びその上限値等の設定	3
(2)	契約期間（評価時期を含む）の設定	11
(3)	P F S 事業効果の算出、評価	11
(4)	支払上限額の決定	12
(5)	支払条件の設定	13
(6)	成果評価の方法	16
III	大阪府堺市	17
1	P F S 事業の発案	17
(1)	対象とする行政課題の選定	17
(2)	事業目標の設定（P F S 事業の対象者層及びP F S 事業実施後の対象者層の改善目標について）	17
2	案件形成	20
(1)	成果指標の設定	20
(2)	成果指標値の上限値等の設定	29
(3)	契約期間（評価時期を含む）の設定	31
(4)	P F S 事業効果の算出、評価	31
(5)	支払上限額の決定	34
(6)	支払条件の設定	34
(7)	成果評価の方法	37

I 本書の目的

成果連動型民間委託契約方式（P F S）については、公共サービスに民間セクターのノウハウ等を引き出し、個々の事業の費用対効果を高める仕組みとして、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）や「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和 2 年 2 月 27 日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）（以下「P F S アクションプラン」という。）等において、政府としてその普及促進に取り組む方針が打ち出されている。特に P F S アクションプランにおいて、内閣府は、

- ・ 地方公共団体における導入可能性の検討の支援（支援事業）を実施し、P F S による事業（以下「P F S 事業」という。）の案件形成を促進する。また、他の地方公共団体における導入可能性の検討に資するよう、その際の検討事項や過程等を取りまとめ、その結果をガイドラインに反映させる。
- ・ 支援事業等を通じて、地方公共団体の P F S の活用分野等に関するニーズの把握・掘り起こしを進める

とされている。

それらを踏まえて、内閣府においては、地方公共団体による P F S に係る事業案件形成支援等業務として、茨城県下妻市及び大阪府堺市における P F S 事業の案件形成支援を実施した。

本書は、本業務を受託した有限責任監査法人トーマツが作成した業務完了に係る報告書を踏まえ、内閣府において、地方公共団体の参考となることを目的に、本年 2 月に公表した成果連動型民間委託契約方式共通的ガイドラインとの整合を考慮し、作成したものである。

II 茨城県下妻市

1 P F S 事業の発案

(1) 対象とする行政課題の選定

下妻市では、地方再生コンパクトシティモデル事業(H30～R2)において、スポーツを手段としたまちづくりの取組の中で、街の健康インフラとして一人一人の生産性を高める「コンディショニング」が有効であることの立証を目的とする社会実験に取り組んでいた。コンディショニングにより解決できると考えられる都市の課題としては、

- ・ 少子高齢化・人口減少・生産年齢人口の流出に伴う生産力の低下
- ・ 医療費、介護保険給付費の増大
- ・ ロコモティブシンドローム（運動機能障害）とそれに伴う生活習慣や心身の健康の悪化

などがあり、それらの改善が地方創生につながるという仮説を立てていた。しかしながら、モデル事業の取組のプロセスでは、予防医療への意識が浸透していないことや参加者側の時間的・物理的な制約等に左右されるなど、コンディショニングを健康インフラとして普及させることは、行政の直営事業や単なる仕様発注による取組では困難であることが懸案となっていた。

そのため、その解決策として、P F S を活用し、民間の創意工夫を生かして介入（コンディショニング・運動プログラム等）を実施することが、効果的・効率的な都市の課題解決につながると考えた。

また、P F S を活用した高齢者向けのコンディショニングについては、他都市での取組事例があること、子どものロコモティブシンドロームについても昨今着目すべき社会問題とされているため、子どもの心身の健康の改善を図ることで、将来的に前述の都市の課題を解決する効果につながることを想定した。

その結果、都市の課題解決のために対象者をバックキャストさせ、その前段階の目標である「**子どもの心身の健康の改善**」を、本P F S 事業の対象とする行政課題として設定することとした。

(2) 事業目標の設定（P F S 事業の対象者層及びP F S 事業実施後の対象者層の改善目標について）

子どもの心身の健康の改善のために、本P F S 事業の事業目標として、本事業の対象者層である子どもについて、どのような改善目標を設定すべきかを検討するに当たり、過去の調査・研究等を調べた。

その結果、体力向上に取り組むことで、単に身体的な状態の改善に留まらず、生活習慣に好影響を与えるとともに、精神的側面や社会性への好影響が認められたとの研究

結果¹があることを踏まえ、本事業の事業目標は、対象者層である子どもの

- ①体力向上
- ②良好な生活習慣（運動習慣）の定着
- ③精神的・社会的健康の実現

と設定した。

また、事業対象層について、当初、特に小学生の心身の健康の改善を図りたいと考えていたところ、幼児期（未就学時）の運動遊びが、児童期（小学生時）の運動習慣の定着、運動能力の向上につながるという研究結果²があることを踏まえ、4歳以上の未就学児もP F Sの事業対象者層とすることとした。

さらに、運動習慣が定着していない子どもや体力・運動能力が低下している子どものそれらの向上を図るだけでなく、また、既に、運動習慣が定着している子どもや体力・運動能力を一定程度有する子どもについても、それらを維持・向上させることは有効と考えられるため、運動習慣が定着していない子どもや体力・運動能力が低下している子どものみを対象とするのではなく、4歳以上の未就学児と小学生全員を事業対象者層とした。なお、各人数は、未就学児で約1,000人、小学生は約2,200人³である。

表1 行政課題の選定と事業目標の設定まとめ

行政課題	事業目標	
	P F S 事業の対象者層	P F S 事業実施後の対象者層の改善目標
子どもの心身の健康の改善	4歳以上の未就学児及び小学生	・体力向上 ・良好な生活習慣（運動習慣）の定着 ・精神的・社会的健康の実現

2 案件形成

(1) 成果指標値及びその上限値等の設定

本P F S事業の成果指標値等を設定するに当たり、体力向上に関連する事業を行っている民間事業者にヒアリングを行い、受託者に求めるサービス提供内容や発注者（下妻市）と受託者との役割分担等、本P F S事業の前提について整理した。

その結果、本P F S事業について、以下の内容を前提として、案件形成を進めていく

¹ 文部科学省「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究報告書」（2011）、春日「幼児期における体力差の縦断的推移：3年間の追跡データに基づいて」（2011）、金・小林・中村「幼児期の運動や運動遊びの経験が学童期の子どもの生活・健康・体力に及ぼす影響」（2011）

² 春日「幼児期における体力差の縦断的推移：3年間の追跡データに基づいて」（2011）、金・小林・中村「幼児期の運動や運動遊びの経験が学童期の子どもの生活・健康・体力に及ぼす影響」（2011）

³ 下妻市ホームページ「市内の小中学校児童・生徒数、公立幼稚園児数」（2020）

こととした。

- ・ 事業対象者層（下妻市在住の4歳以上の未就学児及び小学生）を対象とした、本P F S事業への参加者募集は、受託者が行う。
- ・ 本P F S事業に参加する事業対象者（以下「参加者」という。）は、参加者としての登録（会員登録）を行う。なお、一度会員になると退会手続をしない限り継続するものとする。
- ・ 受託者は、会員に対し、最低限週1回以上、対面型又はオンラインの運動プログラムを提供することを必須とする。その上で、事業目標を達成する観点から、受託者は、それ以外のサービス提供と組み合わせて行うことも可能とし、提案を求めることとする。

以上のことを前提にし、本P F S事業の成果指標値について、設定したP F S事業の事業目標の達成状況を定量的に示すものを検討した。

ア 事業の前提条件となる、本P F S事業への参加者に係る成果指標について

（ア）成果指標の設定について

事業目標の達成のためには、受託者が事業対象者層に本事業の周知・参加募集を行い、それを通じて事業対象者層に会員登録してもらうことが前提となるため、それら进行评估する指標として、「会員登録」の実人数を成果指標値として設定することとした。

成果指標値①：「会員登録実人数」

（イ）成果指標値の測定・算出方法について

会員登録実人数について、参加者によっては、事業開始時から事業終了後まで継続せず、途中で退会するケースや、事業開始直後ではなく、事業実施期間中の途中に参加するケースが想定される。そこで、事業目標を達成しつつ、受託者に適切な事業へのインセンティブが働くような測定・算出方法を検討した。

その結果、四半期末ごとに会員登録実人数を測定し、1年間の各四半期末時点の会員登録実人数の平均人数を年度末に算出することとした。

算出式：各四半期末時点の会員登録実人数の合計÷4

（ウ）成果指標値①「会員登録実人数」の上限値等の設定について

下妻市が過去に実施した子ども向けの運動プログラムの参加者数や民間事業者へのヒアリングを参考に、240人を1年間当たりの上限値として設定した。これは事業対象者層の約7%に相当する。

一方、下限値（最低限達成すべき水準であり、支払額が最小となる場合の成果指標値）については、必要ないと考え、設定しないこととした。

イ 事業目標①「体力向上」の成果指標について

(ア) 成果指標の設定について

「体力向上」を定量的に評価するための成果指標値の設定を検討するに当たり、子どもを対象として既に実施されている体力に関する調査等について、デスクトップ調査を行った。

その結果、小学生については、スポーツ庁が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を活用することとした。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ソフトボール投げをテスト項目とし、各項目の結果をあらかじめ定められた点数表に基づき点数化し、その総合点で A～E の 5 段階評価を行うというものである。

表2 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の一部

参考 こう目別得点表

男子								得点	女子							
あく力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20 m シャトルラン	50 m 走	立ち幅とび	ソフトボール投げ		あく力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20 m シャトルラン	50 m 走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
26kg 以上	26 回 以上	49cm 以上	50 点 以上	80 回 以上	8.0 秒 以下	192cm 以上	40 m 以上	10	25kg 以上	23 回 以上	52cm 以上	47 点 以上	64 回 以上	8.3 秒 以下	181cm 以上	25 m 以上
23～25	23～25	43～48	46～49	69～79	8.1～8.4	180～191	35～39	9	22～24	20～22	46～51	43～46	54～63	8.4～8.7	170～180	21～24
20～22	20～22	38～42	42～45	57～68	8.5～8.8	168～179	30～34	8	19～21	18～19	41～45	40～42	44～53	8.8～9.1	160～169	17～20
17～19	18～19	34～37	38～41	45～56	8.9～9.3	156～167	24～29	7	16～18	16～17	37～40	36～39	35～43	9.2～9.6	147～159	14～16
14～16	15～17	30～33	34～37	33～44	9.4～9.9	143～155	18～23	6	13～15	14～15	33～36	32～35	26～34	9.7～10.2	134～146	11～13
11～13	12～14	27～29	30～33	23～32	10.0～10.6	130～142	13～17	5	11～12	12～13	29～32	28～31	19～25	10.3～10.9	121～133	8～10
9～10	9～11	23～26	26～29	15～22	10.7～11.4	117～129	10～12	4	9～10	9～11	25～28	25～27	14～18	11.0～11.6	109～120	6～7
7～8	6～8	19～22	22～25	10～14	11.5～12.2	105～116	7～9	3	7～8	6～8	21～24	21～24	10～13	11.7～12.4	98～108	5
5～6	3～5	15～18	18～21	8～9	12.3～13.0	93～104	5～6	2	4～6	3～5	18～20	17～20	8～9	12.5～13.2	85～97	4
4kg 以下	2 回 以下	14cm 以下	17 点 以下	7 回 以下	13.1 秒 以上	92cm 以下	4m 以下	1	3kg 以下	2 回 以下	17cm 以下	16 点 以下	7 回 以下	13.3 秒 以上	84cm 以下	3m 以下
総合評価基準 (男子・女子共通)		10 さい	A	B	C	D	E	※総合評価は8種目すべて実した場合に判定します。 ※体力合計点で判定します。								
			65 以上	58～64	50～57	42～49	41 以下									

(出典：スポーツ庁ホームページ：https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1411913_00001.html)

なお、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、小学生を対象として実施されている調査であったため、4歳以上の未就学児については、幼児を対象とした全国標準を持つ運動能力調査である幼児運動能力研究会の「MKS 幼児運動能力検査」を活用することとした。

「MKS 幼児運動能力検査」は、25m 走、立ち幅跳び、ボール投げ、体支持持続時間、両足連続跳び越し、捕球、往復走をテスト項目とし、各項目の結果をあらかじめ定められた点数表に基づき点数化し、その総合点で A～E の 5 段階評価を行うというものである。

以上のように、参加者の体力の向上について、小学生は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」により測定し、4歳以上の未就学児については、「MKS 幼児運動能力検査」により測定することとした。その上で、下妻市としては、

- ・下妻市在住の子ども全体の体力や運動能力の向上、改善を図りたい
- ・特に、受託者に対しては、体力等の低い子どもに対し、積極的に介入を行ってほしい

・既に体力や運動能力の高い子どもについては、その維持・向上を図りたい
 という意向があったことから、参加者のうち、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」又は「MKS 幼児運動能力調査」（以下「体力テスト」という。）の5段階評価の上位3段階に占める子どもの割合を増やすことを成果とし、5段階評価の上位3段階に占める子どもの割合を成果指標として、設定した。

成果指標値②：「体力テスト結果の上位3段階評価者の割合」

(イ) 成果指標値②「体力テスト結果の上位3段階評価者の割合」の測定・算出方法について

会員になって運動プログラムへの参加を一定期間継続することで、体力テスト結果が向上すると考えられることから、事業開始年度は評価対象とせず、2年目以降の各年度末に、参加者に対し体力テストを実施し、参加者のうち、5段階評価の上位3段階の評価を受けた対象者の割合を成果指標値として、算出することとした。

算出式：2年目以降の各年度末に行う体力テスト結果について、5段階評価の上位3段階の評価を受けた者÷各年度末時点の参加者

(ウ) 成果指標値③「体力テスト結果の上位3段階評価者の割合」の上限値等の設定について

民間事業者へのヒアリングを参考にし、成果指標値の上限値については、87.5%とした。一方、下限値（最低限達成すべき水準であり、支払額が最小となる場合の成果指標値）については、成果指標値の現状値とすることを想定した。具体的には、下妻市の既存データはないが、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果総合評価【茨城県公立学校・小学5年生男子】の結果によると測定時点における上位3段階評価者（A~C評価の児童）の割合が76.3%であるという現状値があったことから、これを参考に当該割合の下限値を76.3%と設定した。

ウ 事業目標②「良好な生活習慣（運動習慣）の定着」の成果指標について

(ア) 成果指標の設定について

「成果習慣（運動習慣）の改善」を成果指標値化するに当たり、既に行われている調査等について、デスクトップ調査したところ、厚生労働省が毎年行っている「国民健康・栄養調査」において、運動習慣者を「週2回以上、1回30分以上、1年以上、運動をしている者」と定義していることを踏まえ、この定義を小学生等にも適用し、本PFS事業においては、週2回以上の運動を行っている者を「良好な生活習慣（運動習慣）が定着している者」と定義することとした。その上で、

- ・子ども全体の良好な生活習慣（運動習慣）の定着を図りたい

- ・特に、受託者に対しては、運動習慣のない参加者に対し、積極的に介入を行ってほしい
- ・既に良好な生活習慣（運動習慣）が定着している参加者については、その維持・向上を図りたい

という意向があったことから、参加者のうち、週2回以上の運動を行っている者の割合（以下「週2回以上の運動習慣の定着者割合」という。）を増やすことを成果とし、その割合を成果指標値として、設定した。

成果指標値③：週2回以上の運動習慣の定着者割合

- (イ) 成果指標値③「週2回以上の運動習慣の定着者割合」の測定・算出方法について
 会員になって運動プログラムへの参加を一定期間継続することで、体力テスト結果が向上すると考えられることから、事業開始年度は評価対象とせず、2年目以降の各年度末に、参加者に対し、放課後や学校が休みの日に、運動部や地域のスポーツクラブ以外で、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツを週に何回以上、行っているかのアンケートを受託者が実施し、参加者のうち、同アンケートにおいて、週2回以上の運動を行っている旨の回答をした者の割合を算出することとした。

算出式：2年目以降の各年度末に行うアンケートにおいて、週2回以上の運動を行っているとの回答をした者÷各年度末時点の参加者

- (ウ) 成果指標値③「週2回以上の運動習慣の定着者割合」の上限値等の設定について
 民間事業者へのヒアリングを参考にし、本成果指標値の上限値については、100%とした。一方、下限値（最低限達成すべき水準であり、支払額が最小となる場合の成果指標値）については、成果指標値の現状値とした。具体的には、下妻市の既存データはないが、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の総合評価【茨城県公立学校・小学5年生男子】の結果によると測定時点における運動習慣が「ときどきある」又は「よくある」と回答した児童の割合が76.4%であるという結果があったことから、「ときどきある」と「よくある」の回答が週2回以上の運動を行っていることと一致してはいないものの、これを参考に、当該割合の下限値を76.4%と設定した。

エ 事業目標③「精神的・社会的健康の実現」の成果指標について

- (ア) 成果指標の設定について

「精神的・社会的健康の実現」については、直接測定ができない事項であり、定量化が難しいため、アンケートの回答をスコア化することで、成果指標として設定することを検討した。

また、既に行われている調査・研究等について、デスクトップ調査し、本事業と事業実施目的が類似した事業（調査研究）として、文部科学省による「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究報告書」

(2011)においてアンケートを活用し、事業の評価を行った事例があったことから、本P F S事業においても、アンケートを活用し、成果の評価を行うこととした。

本P F S事業において、使用するアンケートについても、「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究報告書」(2011)を参考に作成するとともに、本アンケートスコア(以下「アンケートスコア」という。)を以下のとおり、A~Dの4段階で評価することとした。

その上で、1人でも多くの子どもの「精神的・社会的健康の実現」を図りたいと考えていたことから、参加者のうち、アンケートスコアについて、事業開始時にB~D評価を受けた者のうち、1段階以上評価が上がった者の割合を増やすことを成果として、その割合を成果指標値として、設定した。

成果指標値④：アンケートスコアについて、1段階以上評価が上がった者の割合

表3 「精神的・社会的健康の実現」についてのアンケート

No	該当領域	設問分類	設問	選択肢
1	精神的健康	感情	ちょっとしたことでイライラしますか。	1 全くない 2 たまに 3 ときどき 4 いつも
2	精神的健康	感情	一つのことに集中できますか。	1 いつも 2 ときどき 3 たまに 4 全くない
3	精神的健康	生活習慣	夜、決まった時刻に寝ていますか。	1 毎日 2 ときどき (週1～2回) 3 たまに (月1～3回) 4 全くない
4	精神的健康	生活習慣	家の手伝いをしていますか。	1 毎日 2 ときどき (週1～2回) 3 たまに (月1～3回) 4 全くない
5	社会的健康	意思決定 ・問題解決	自分で目標や計画を立てることができますか。	1 とてもできる 2 少しできる 3 あまりできない 4 全然できない
6	社会的健康	コミュニケーション・対人関係スキル	自分の考えや気持ちを、他の人にうまく伝えられますか。	1 とてもできる 2 少しできる 3 あまりできない 4 全然できない
7	社会的健康	情動・ストレス対処	いやな気持ちになっても、すぐに解決できますか。	1 とてもできる 2 少しできる 3 あまりできない 4 全然できない
8	社会的健康	思考力・自己意識・共感性	自分の荷物を自分で準備していますか。	1 とてもできる 2 少しできる 3 あまりできない 4 全然できない

【4段階評価の方法】

- ・ A 評価（8~14 点）：精神的・社会的健康が良好な状態にある
- ・ B 評価（15~20 点）：精神的・社会的健康はある程度良好な状態にあるが、多少改善の余地がある
- ・ C 評価（21~26 点）：精神的・社会的健康が悪化しており、改善する必要がある
- ・ D 評価（27~32 点）：精神的・社会的健康が悪化しており、特に改善する必要がある

(イ) 成果指標値④「アンケートスコアについて、1段階以上評価が上がった者の割合」の測定・算出方法について

「アンケートスコアについて、1段階以上評価が上がった者の割合」について、事業参加時のアンケートスコアが最上位段階以外であった者のうち、事業参加時のアンケートスコアの評価段階と、2年目以降の各年度末に行うアンケートスコアの評価段階を比較し、1段階以上向上した者の割合を成果指標値として、算出することとした。

算出式：事業参加時のアンケートスコアの評価段階と、2年目以降の各年度末に行うアンケートスコア評価段階を比較し、1段階以上向上した者÷年度末時点の参加者のうち、事業参加時のアンケートスコアが最上位段階以外であった者

(ウ) 成果指標値④「アンケートスコアについて、1段階以上評価が上がった者の割合」の上限値等の設定について

成果指標値の上限値については、100%とした。

一方、下限値（最低限達成すべき水準であり、支払額が最小となる場合の成果指標値）については、設定しないこととした。

表4 行政課題、事業目標及び成果指標のまとめ

行政課題	事業目標		成果指標
	P F S 事業の対象者層	P F S 事業実施後の対象者層の改善目標	
子どもの心身の健康の改善	4歳以上の未就学児及び小学生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体力向上 ・ 良好な生活習慣（運動習慣）の定着 ・ 精神的・社会的健康の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員登録実人数 ・ 体力テスト結果の上位3段階評価者の割合 ・ 週2回以上の運動習慣の定着者割合 ・ アンケートスコアについて、1段階以上評価が上がった者の割合

(2) 契約期間（評価時期を含む）の設定

契約期間及び評価時期については、有識者等へのヒアリングの結果、本事業の事業目標である「精神的・社会的健康の実現」のためには、2～3年間の事業期間が必要であるとの指摘があったことから、3年間と設定した。

(3) P F S 事業効果の算出、評価

本来、子どもの心身の健康の改善による社会的便益として、

- ・ 参加者本人の診療等に要する医療費の公的負担の削減
- ・ 参加者が成人後も健康を維持することによる、就労等による生産性の向上、消費活動の充実化
- ・ 参加者本人の家族も含めた Well-being の実現、それによる地域イメージの向上や活性化効果

といったことが考えられるが、長期的な便益や間接的な便益を本事業の寄与分として定量的に算出することは、困難であることから、本 P F S 事業においては、下妻市に確実に生じる、行財政効果に限り、算出することとし、本事業による効果として、「下妻市が独自に行っている 0 歳～18 歳の子どもを対象とした医療費助成制度に係る支出の抑制」の行財政効果を算出、評価した。

ア 下妻市が独自に行っている 0 歳～18 歳の子どもを対象とした医療費助成制度に係る支出の抑制額の算出について

本事業の実施により、参加者の身体的健康、精神的・社会的健康が実現することで、疾病等に罹患しにくくなり、診療等を受けなくなるという考えの下、それにより、下妻市が独自に行っている 0 歳～18 歳の子どもを対象とした医療費助成制度に係る支出（以下「助成制度支出」という。）が不要となると考え、その額を以下のとおり算出した。

(ア) 未就学児・小学生・中高生別の 1 人当たりの年間助成制度支出抑制額の試算

未就学児・小学生・中高生別の 1 人当たりの年間助成制度支出抑制額については、現状における、未就学児・小学生・中学生別の 1 人当たりの年間助成制度支出額とした。

未就学児	小学生	中学生
19,182 円	11,645 円	15,075 円

(イ) 未就学児・小学生・中高生別の参加者数の試算

参加者数の積算については、1 年間の会員登録実人数の上限値である 240 人を 4 歳から 12 歳の 9 学年で案分し（端数については、小学生に割り振った）、以下のとおり試算した。

なお、

- ・ 2年目以降は、1年目又は2年目に会員登録した子ども以外の子どもが、新たに会員登録する。
- ・ 一度参加した会員の事業成果（身体的健康等の実現）は、事業終了後まで保持されるため、小学校卒業した子どもの助成制度支出額も抑制されるという前提のもと、試算した。

表5 未就学児・小学生・中高生別の参加者数の試算

年齢	1年目	2年目	3年目	合計
14歳			27人	27人
13歳		27人	54人	81人
12歳	27人	54人	81人	162人
11歳	27人	54人	81人	162人
10歳	27人	54人	81人	162人
9歳	27人	54人	81人	162人
8歳	27人	54人	81人	162人
7歳（小1）	27人	53人	79人	159人
6歳	26人	52人	78人	156人
5歳	26人	52人	52人	130人
4歳	26人	26人	26人	78人
単年度合計	240人	480人	721人	1441人
うち、中学生	0人	27人	81人	108人
うち、小学生	162人	323人	484人	969人
うち、未就学児	78人	130人	156人	364人

(ウ) 本事業による助成制度支出抑制額の試算（3年分）

未就学児	小学生	中学生
19,182 円/年×364 人 =6,983 千円	11,645 円/年×969 人 =11,285 千円	15,075 円/年×60 人 =1,629 千円
合計		19,897 千円

(4) 支払上限額の決定

下妻市が過去に実施した類似事業を参考に、本事業において確保可能な予算規模を4,500万円（1,500万円×3年度）と設定し、支払上限額はこれを下回るよう設定することとした。

また、上記支払上限額の設定に当たっては、民間事業者に対して事業規模のマーケットサウンディングを実施し、民間事業者における類似事業の事業費と大差ないことを確認した。

なお、(3)で算出したPFS事業効果額は、下妻市が独自に行っている0歳～18歳の子どもの対象とした医療費助成制度に係る支出の抑制額約2,000万円であり、支

払上限額を下回る。本事業では、定量的な算出が困難であるとして評価はしなかったものの、以下のような社会的便益についても勘案し、支払額の水準は適切であると考えた。

- ・ 参加者が成人後も健康を維持することによる、就労等による生産性の向上、消費活動の充実化
- ・ 参加者本人の家族も含めた Well-being の実現、それによる地域イメージの向上や活性化効果

(5) 支払条件の設定

支払条件については、毎年度の支払額について、同程度と設定した。

ア 固定支払額の設定

本 P F S 事業においては、受託者において、

- ・ 参加者の募集
- ・ 参加者に対する運動プログラム等のサービス提供のためのシステム構築や会場用意

が求められるため、それらに必要な最低限の経費を「固定支払額」として設定することとした。そのため、上記について必要と考えられる費用を調査するためのマーケットサウンディングを行い、「固定支払額」を以下のとおり設定した。

	1年目	2年目	3年目	合計
固定支払額	5,319,300円	4,510,200円	4,510,200円	14,339,700円

イ 成果連動支払額の設定

成果連動支払については、毎年度、同程度の金額を支払うスキームが求められたため、最終年度に事業費すべてを支払うのではなく、毎年度、成果の評価を行うこととしたことから、上記(4)で検討した支払上限額も踏まえ、固定支払とともに、以下のとおり毎年度支払う設定とした。

	1年目	2年目	3年目	合計
固定支払額	5,319,300円	4,510,200円	4,510,200円	14,339,700円
成果連動支払額	6,300,000円	10,320,000円	10,320,000円	26,940,000円
合計(最大支払額)	11,619,300円	14,830,200円	14,830,200円	41,279,700円

ウ 成果連動支払額の成果指標値ごとの内訳の設定

2(1)において、設定した成果指標値について、

- ・ それぞれの成果指標値に対する重要度の優先順位付け
- ・ 民間事業者が参画しやすいような条件設定をするために行った民間事業者に対するマーケットサウンディング

の結果を踏まえ、以下のとおり設定した。

表6 毎年の成果指標値と支払額の関係

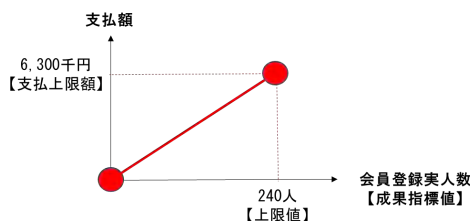
成果指標値	1年目	2年目	3年目	合計
成果指標値① 会員登録実人数	6,300,000円	6,300,000円	6,300,000円	6,300,000円
成果指標値② 体力テスト結果の 上位3段階評価者 の割合	0円	2,020,000円	2,020,000円	4,040,000円
成果指標値③ 週2回以上の運動 習慣の定着者割合	0円	1,000,000円	1,000,000円	2,000,000円
成果指標値④ アンケートスコア について、1段階 以上評価が上がっ た者の割合	0円	1,000,000円	1,000,000円	2,000,000円
合計	6,300,000円	10,320,000円	10,320,000円	26,940,000円

ウ 成果指標値ごとの成果連動支払額の決定方法の設定

(ア) 成果指標値①「会員登録実人数」の毎年度の成果連動支払額の決定方法（算出式）

$$\frac{((\text{各四半期時点の会員登録実人数の合計}) \div 240 \text{人}) \times 6,300,000 \text{円}}$$

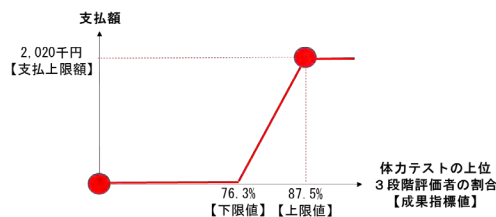
図1 成果指標値①「会員登録実人数」と支払額の関係



(イ) 成果指標値②「体力テストの上位3段階評価者の割合」の毎年度の成果連動支払額の決定方法（算出式）

$$\frac{(((2 \text{年目以降の各年度末に行う体力テスト結果について、5段階評価の上位3段階の評価を受けた者} \div \text{各年度末時点の参加者}) - 76.3\%)}{\div (87.5\% - 76.3\%)} \times 2,020,000 \text{円}$$

図2 成果指標値②「体力テストの上位3段階評価者の割合」と支払額の関係

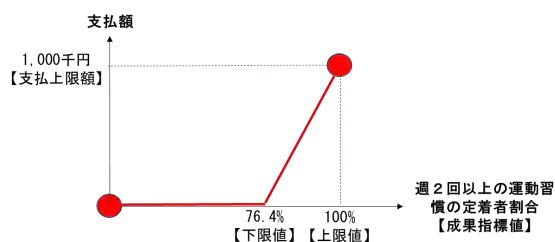


なお、参加者の会員登録時の体力テスト結果の分布や、上位3段階評価者の割合については、茨城県のデータから76.3%であると仮定しているが、参加者は受託者が募集するため、この数値が妥当であるかは現時点では検証できない。終了時の体力テスト結果だけを成果指標とする場合、あらかじめ体力テスト結果が良好なものを参加者とする等、歪んだインセンティブが働くおそれもある。今回の検討においては、体力テスト結果が良好なものを増やすことに主眼を置きこのような成果指標と支払条件を設定したが、会員登録時の体力テスト結果を把握し改善状況を見る等、受託者の事業活動の成果を評価できるよう、指標や下限値・上限値の設定について、精査する必要がある。

(ウ) 成果指標値③「週2回以上の運動習慣の定着者割合」の毎年度の成果連動支払額の決定方法（算出式）

$$\frac{(((2年目以降の各年度末に行うアンケートにおいて、週2回以上の運動を行っているとの回答をした者 \div 各年度末時点の参加者) - 76.4\%) \div (100\% - 76.4\%)}{1} \times 1,000,000 \text{ 円}$$

図3 成果指標値③「週2回以上の運動習慣の定着者割合」と支払額の関係



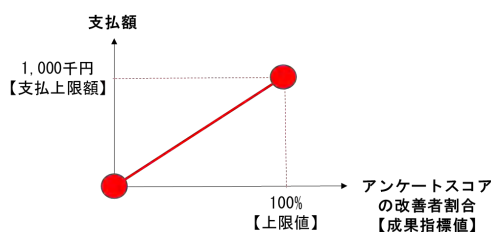
なお、「週2回以上の運動習慣の定着者割合」については、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の総合評価【茨城県公立学校・小学5年生男子】の結果が76.4%であることから、当該数値を下限値と設定しているが、参加者は受託者が募集するため、この数値が妥当であるかは現時点では不明である。終了時のアンケート結果だけを成果指標とする場合、あらかじめアンケート結果が良好なものを参加者とする等、歪んだインセンティブが働くおそれもある。今回の検討においては、週2回以上の運動習慣が定着した者の割合を増やすことに主眼を置きこのような成果指標と支払条件を設定したが、会員登録時の運動習慣

に関するアンケート結果を把握し改善状況を見る等、受託者の事業活動の成果を評価できるよう、指標や下限値・上限値の設定について、精査する必要がある。

(エ) 成果指標値④「アンケートスコアの改善者割合」の毎年度の成果連動支払額の決定方法（算出式）

(事業参加時のアンケートスコアの評価段階と、2年目以降の各年度末に行うアンケートスコア評価段階を比較し、1段階以上向上した者÷年度末時点の参加者のうち、事業参加時のアンケートスコアが最上位段階以外であった者)
×1,000,000円

図4 成果指標値④「アンケートスコアの改善者割合」と支払額の関係



(6) 成果評価の方法

本PFS事業については、成果評価の負担を最小限に抑えるため、単純前後比較法により、成果評価を行うこととした。具体的には、成果指標②と③については、茨城県のデータを事業前の成果指標値と仮定し、終了時の成果指標値を測定して比較する方法であり、成果指標④については、事業前と事業後でアンケートから測定する方法とした。このうち成果指標②と③について、この方法では、受託者の事業による改善効果を評価できない可能性があることから、

- ・会員登録時の体力テスト結果等を把握することで、事業前の状態を把握した上で、前後比較を行う。
- ・茨城県のデータを、事業前時点と事業終了時（評価時）点でとって、差の差分分析を行うことで、事業以外の外部要因を最低限取り除く等の方法について、成果評価の負担等も考慮しながら精査する必要がある。